

平成18年5月9日(火)

於・共用第3会議室

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会
第5回家畜衛生部会速記録

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、消費・安全局長挨拶	1
1、部会長挨拶	2
1、配付資料の確認及び委員の出席状況	2
1、本日の取り進め方について	4
1、家畜衛生部会の小委員会の構成について	5
1、家畜衛生をめぐる情勢について	6
1、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針について	13
1、今後の部会及び小委員会の運営について	17
1、その他	18
1、閉 会	28

開 会

釘田動物衛生課長 御出席予定の委員のうち、お一方がまだお見えになっていらっしゃらないのですけれども、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第5回家畜衛生部会を開催したいと思います。

消費・安全局長挨拶

釘田動物衛生課長 開会に当たりまして、中川消費・安全局長から御挨拶を申し上げます。

中川消費・安全局長 消費・安全局長の中川でございます。家畜衛生部会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日お集まりの先生方には大変御多忙のところを御出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、先生方には常日ごろから私ども農林水産省の行政にいろいろと御支援、御協力をいただいております。厚くお礼を申し上げたいと思います。

実はきょうの第5回家畜衛生部会でありますけれども、前回は昨年8月でございまして、少し間があいてしまいました。この間、先生方も御記憶のことかと思っておりますけれども、家畜衛生をめぐりましてさまざまな出来事がございました。昨年の6月以来、一つは茨城県で高病原性鳥インフルエンザ、H5N2タイプの弱毒タイプのものでありましたけれども、影響を受けました養鶏の経営者の方々41経営体、羽数にしますと580万羽という大量な鶏の処分を伴う対応でございました。また、昨年の暮れから今年の初めにかけては、アメリカ、カナダからの牛肉の輸入再開というところまでこぎつけたわけではありますが、年明け早々にはアメリカからの牛肉の中に特定危険部位が混入していたことから、それをめぐりまして輸入手続が一時停止したということで今日まで来ているわけでございます。

そういったさまざまな出来事あるいは事件の経過につきましては後ほど担当課長から資料に基づき御説明を申し上げますけれども、茨城の鳥インフルエンザにつきましては、去る4月21日に現場での鶏の処分などの対応は一応終わりました。そういう意味では一区切りついたわけではありますが、現場におきましては、それまで都道府県はもとより関係者の方々

に大変御苦勞をいただきました。ただ、一区切りついたらと申し上げましたけれども、今後それぞれの経営において再開という非常に大きな課題も残っております。これは私ども消費・安全局だけではなく、生産局など関係の局も含めて連携をとってできるだけ支援をしたいと思っておりますし、他方では今回の事件の原因究明についてまだ課題が残っているわけでありまして、こういったことにつきましても後ほど御説明申し上げます。

それから、鳥インフルエンザにつきましては、日本では今のところ弱毒タイプということで、去年、今年と申し上げたような経過でありましたけれども、世界的に見ますとH5N1タイプのものが東南アジアからヨーロッパ、さらにアフリカにまで広がっておりますし、鳥インフルエンザから新型の人へ感染する、あるいは人から人への感染が起こる新型インフルエンザについての備え、あるいは予防的な対応ということが課題になっております。このように、鳥インフルエンザ一つをとりましても、政府としても、また関係の方々におかれましても、いろいろと備えをしていかなければいけない問題がございます。

牛肉問題につきましては、毎日新聞紙上で報道されておりますから、あまりつけ加えることはございません。再開に向けて一つ一つ必要な手順をこなしながら、消費者の方々の不安や心配にこたえられるように、きちっとしたリスク管理の対応をしていくことが一番の基本であると思っております。

さらに、豚コレラへの対応その他いろいろございました。この間に家畜衛生部会を早々にも開いていただかなければいけなかったわけでありまして、また、委員の新任あるいは退任という異動も1月の初めに行われております。そういう中で、今申し上げましたような雑事に取り紛れまして、開催が遅れましたことを改めておわび申し上げたいと思います。

きょうは今申し上げたさまざまな家畜衛生をめぐる問題について概略を御説明いたしまして、その後、先生方から貴重な御意見を賜りまして、私どものこれからの行政に生かしていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

釘田衛生管理課長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行を田嶋部会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長挨拶

田嶋部会長 部会長の田嶋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の部会の開催は昨年8月の第4回部会以来8カ月ぶりの開催となります。この間、前回開催の部会でも御説明させていただきましたけれども、臨時委員や専門委員の御退任、また新たな選任が行われたところでありまして、家畜衛生部会も新たな構成で開催することとなります。また、本部会に属する小委員会の委員については部会長が指名することとなっております。本日はこれらの御紹介、御相談を行うために部会を開催することとした次第でございます。また、前回の部会で御検討いただきました豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針が農林水産大臣から公表されたところであり、この状況についても事務局から報告していただきます。

さらに、家畜衛生をめぐるましては、前回の部会以降、茨城県などにおける弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザ発生への対応、米国産及びカナダ産牛肉の輸入再開、米国産子牛肉での脊柱混入による米国産牛肉の輸入手続の停止など、さまざまな出来事があったところでありまして、その状況についても事務局から御説明いただきます。

本日は限られた時間でございますけれども、円滑な審議への御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

配付資料の確認及び委員の出席状況

田嶋部会長 議題に入ります前に、配付資料の確認、そして家畜衛生部会に所属する委員の構成については消費・安全分科会長から既に指名されておりますので、これについての説明とあわせまして、本日の委員の出欠の状況について事務局から御報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、お手元の配付資料の御確認をお願いしたいと思います。配付資料一覧がついておりますけれども、資料1から資料6、そして参考資料として3つの資料がついております。御確認いただきまして、資料の欠落等がございましたら事務局の方にお申し出いただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

次に、資料2をごらんいただきたいと思っております。前回部会開催後、委員の退任、そして新たな委員の任命を行いますとともに、消費・安全分科会長から家畜衛生部会に新たに所属する委員の指名が行われております。

まず、新たに家畜衛生部会に所属することとなりました臨時委員の方々を御紹介したいと思います。資料2にちょっと太字で書いてございますけれども、臨時委員の中で岐阜大学

の石黒直隆様でございます。

石黒臨時委員 石黒です。よろしくお願いいたします。

釘田衛生管理課長 それから、東京大学の熊谷委員でいらっしゃいます。

熊谷臨時委員 熊谷です。よろしくお願いいたします。

釘田動物衛生課長 御出席の中ではこのお二方でございますが、このほかに鹿児島県の畜産試験場長の田原委員が家畜衛生部会の委員として指名されております。本日は仕事の御都合で御欠席となっていていらっしゃいます。

なお、これまで委員を務めてこられました深澤委員、三瀬委員のお二方については御退任されましたことをあわせて御報告させていただきます。

また、資料2にありますとおり、合田委員、坂本委員、清水委員、戸谷委員、両坂委員、以上が家畜衛生部会に所属する専門委員として新たに任命されていることをあわせて御報告させていただきます。

続きまして、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。

資料3が家畜衛生部会の委員名簿になりますけれども、この中で本日は岡部委員、喜田委員、田原委員、林委員、藤田委員、矢野委員、以上の委員につきましては御都合により御欠席という御連絡をいただいております。

したがいまして、委員数17名のうち、御出席をいただいている委員の方々が11名でございます。よって、食料・農業・農村政策審議会令第9条の規定によりまして、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日、事務局の方からは、先ほど御挨拶を申し上げました中川局長、伊地知参事研究開発、川島国際衛生対策室長、そして私、釘田動物衛生課長が出席しております。

以上でございます。

田嶋部会長 新たな家畜衛生部会の構成について事務局から御説明をいただきましたけれども、御質問などはございませんでしょうか。

本日の取り進め方について

田嶋部会長 それでは、議題に入りたいと思います。

まず本日の取り進め方ですけれども、本日の部会は新たに臨時委員及び専門委員が任命されてから初めての会合でございますので、小委員会への委員の所属などの所要の手続を行う

ことにしたいと思います。これらを行っていただいた後に、家畜衛生をめぐる情勢、前回の部会で御審議いただいた豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針についての審議後の状況などについて事務局から御説明いただきまして御議論いただきたい、このように考えております。

家畜衛生部会の小委員会の構成について

田嶋部会長 それでは、初めに家畜衛生部会に属する小委員会の臨時委員、専門委員の指名について御相談させていただきます。

小委員会に属する臨時委員、専門委員は、審議会議事規則第10条に基づいて部会長が指名することとなっておりますが、これについては事務局の方で案を準備していただきましたので、説明させていただきます。

それでは、事務局の方でよろしく願いいたします。

釘田動物衛生課長 先ほどごらんいただきました資料3でございますが、その2枚目以降に本部会の下に設けられております3つの小委員会についての所属委員の案をお示しさせていただきます。

まず2枚目が牛豚等疾病小委員会でございます。臨時委員、専門委員について、このような案を示させていただきます。読み上げはいたしませんけれども、御確認ください。

3ページが同じく家きん疾病小委員会の臨時委員と専門委員の案でございます。

そして最後に、プリオン病小委員会の臨時委員、専門委員の案でございます。

なお、プリオン病小委員会の熊谷進委員におかれましては、従来は専門委員に所属していただいていたのですが、今回、臨時委員になっていただいたということで、そこが変更になっております。

以上でございます。

田嶋部会長 もしこれらの案に御異論がなければ、御了承いただきまして、この案のとおり指名させていただくこととさせていただきますと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

田嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、御異議はないようですので、事務局の案のとおり指名させていただきます。各

小委員会でも活発な御審議をよろしくお願いいたします。

家畜衛生をめぐる情勢について

田嶋部会長 続きまして、現在の家畜衛生をめぐる情勢について、衛生管理課が動物衛生課と畜水産安全管理課に再編されたことを含めて、現在の状況等を事務局から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、資料4がございますが、これは前回以降の小委員会の開催状況でございます。御参考までにごらんください。

次の資料5、「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」という横長の資料で概略を御説明したいと思います。

今、部会長からもございましたけれども、昨年10月1日付けで当時の衛生管理課が再編され、動物衛生課と畜水産安全管理課の2つの課に分かれました。その所掌の関係を絵で示しておりますが、動物衛生課では家畜伝染病全般にかかわる仕事を担当することにしておりまして、国内防疫、動物検疫、国際衛生、そういった問題について担当しております。したがって、本日開催の家畜衛生部会につきましても、通常はもっぱら動物衛生課の所管にかかわる事項について御審議いただくことになろうかと思っております。一部、畜水産安全管理課の事項もかかわる場合があるかもしれませんが、基本的には動物衛生課の方で今後とも御相談をさせていただくことが多くなろうかと思っております。

次のページをお開きいただきまして、最近の家畜伝染病の発生状況でございます。これは毎回出している資料でございますが、この中で少し特徴的なことはヨーネ病の発生頭数が多いことございまして、後ほど少し申し上げますが、その対策について現在いろいろ検討しているところでございます。

もう一つ申し上げますと、伝達性海綿状脳症、いわゆるBSEですが、これは平成13年に初めて発生以降、3、2、4、5、7件とありますが、実は18年度に入りまして既に4頭発生しておりまして、発生年次だけを見ますとどんどん増えていることになってまいります。したがって、諸外国からも日本はまだBSEがどんどん発生しているというふうに見られることが多いのでございますが、BSEの場合は実は発生年次よりも産まれた年がいつであったか、つまりいつ感染したかということが問題でございます。それで見ますとBSEの飼料規制措置がとられる以前に発生した、つまり平成13年以前に産まれた牛がまだ残ってい

るということをごさいますして、発生頭数の増加傾向は必ずしも蔓延がまだまだ広がっている状況ではないというふうに考えております。この点は後ほどもう一回御説明したいと思えます。

3ページですが、これからはB S Eの問題でございます。たった今申し上げましたけれども、これまで我が国ではB S Eが25頭確認されておまして、屠畜場の検査で19頭、死亡牛検査で6頭の発生が確認されております。先ほど申し上げましたように発生年次で見ますとやや増加傾向にあるということになってしまおうのですが、産まれた年で見ますと、平成8年に12頭、12年産まれが7頭ということで、この2つの年に大きなピークがございます。実は13年の飼料規制実施後に2頭ほど確認されているわけですがけれども、私どもとしては13年10月の飼料規制強化後の発生は、今後はおさまってくるだろうと考えているところでございます。ただ、飼料規制実施以前に産まれた牛がまだ残っておりますので、発生はいましばらくやむを得ないのではないかと考えております。いずれにしましても、飼料規制の厳密な実施によって清浄化に努めてまいる必要があるというふうに考えているところでございます。

また、原因、感染経路の究明につきまして右下の囲みに書いてあります。7例目までの原因究明は平成15年9月に報告書を取りまとめたわけですがけれども、それ以降、発生件数も増えてまいっておりますので、昨年度と今年度の2年間、調査研究によりまして疫学的な検討を行っていただいております。東京大学の吉川先生のチームに調査を行っていただいております。今年度、できるだけ早く、その取りまとめを行っていきたいと考えているところでございます。

次のページがB S E対策の実施状況になります。これも毎回御説明申し上げておりますので、昨年も御説明したかもしれませんが、昨年、国内措置の見直しを行いまして、屠畜場におけるB S E検査月齢の見直し、従来は全月齢だったものを21カ月齢以上のものにしたこと、あるいはS R M除去なり交差汚染防止対策の強化、あるいは飼料規制の実効性確保の強化、そういった点についての見直しが行われております。

次のページは海外のB S E発生に伴う措置でございます。平成13年1月以降、B S E侵入防止のため、すべてのE U諸国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止しておりますし、その後も発生が新たに確認された国については輸入停止措置をとっているところでございます。

一番下にB S E発生国が発生年ごとに書かれておりますが、最近では以前のE U15カ国のうち唯一発生が確認されていなかったスウェーデンでも発生が確認されたといったような状況がございます。

その中のアメリカ、カナダ、特にアメリカの問題について次のページにまとめてございます。「米国産牛肉輸入問題の経緯」としてありますが、皆様御存じのとおり、平成15年12月24日に米国で初めてのBSE感染が確認されましたから、日本は牛肉の輸入を停止いたしました。その後、日米間で輸入再開に向けた協議が行われてまいりました。その結果、昨年12月12日、食品安全委員会の答申を踏まえまして、全月齢からのSRMの除去、そして20カ月齢以下と証明される牛由来の牛肉、こういった条件をつけた上で輸入の再開が決まったところでございます。

しかしながら、その後、約1カ月後の今年1月20日、動物検疫所の成田支所で輸入が認められていない脊柱を含む米国産の子牛肉が見つかりまして、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止したところでございます。その後、米国に対しましては、なぜこういう問題が起こったかということの徹底した原因究明と、こういった問題が再発しないように再発防止策の報告を求めてまいったわけですが、3月28、29日の両日、東京におきまして日米専門家会合が行われまして、米国側で調査した内容の報告がございました。その中で日本側からはいろいろ疑問とされる点をたじた上で、この2日間の会議の結果として、今回の問題が起きた原因については日米間で一定の共通認識が得られたというふうに整理されております。

この共通認識の中身を一言で言えば、対日輸出施設というのは、米国農務省のAMS（農業販売促進局）が施設の認定を行って、その認定された施設からだけ牛肉が輸出されるわけですけれども、認定を行う際に個別の施設ごとに定めることとしております品質管理マニュアルが、ルールの違反ということではないのですけれども、やや明確でない部分があるので、そういった点についての改善がなされていればこういう問題が起きた可能性はより低かったかもしれないという点について共通認識が得られたということでございます。

したがって、そういう認定に基づいて今後のことについて話し合いをしました結果、日本側としては、こういった問題が起きた経緯について日本の消費者に対する説明会を実施し、消費者からの御意見を賜るということを進める。一方、アメリカ側におきましては、そういった改善すべき点があるということも踏まえて、最初は40施設の対日輸出施設があったのですけれども、取り消し等がございまして37施設残っているわけございまして、ほかの施設において同じような問題がなかったかどうかということについてのレビューを行うことになりました。

日本側では、4月11日から24日まで、全国10カ所におきまして消費者との意見交換会を行っております。その中では、ここにも書いてございますが、原因究明、あるいは米国側の改

善措置の確認を十分やる必要がある、あるいは輸入再開に当たっては日本側による事前の査察あるいは輸入検疫体制の強化が必要であるなど、いろいろな御意見が寄せられております。一方、アメリカ側では、4月24日から残りの施設についてのレビュー、再調査を行っているということでございます。これは、終わり次第、その調査結果を取りまとめて日本側に報告があることになっておりますが、今日現在、まだそういう報告はございません。いずれにしても日本側は意見交換会が終わっておりますので、その結果を取りまとめてアメリカ側に伝える用意をしているところでございまして、米国側の再調査が終わり次第、何らかの形での話し合いが持たれて、その後どういう手順をとるかということが話し合われることになると思います。

BSEの問題は以上でございまして、次の資料は高病原性鳥インフルエンザ関係でございます。

まず7ページには、一昨年、日本で79年ぶりに起きた山口県、大分県、京都府での発生について、経緯がまとめられております。この発生を受けまして、右下の方にまとめられておりますけれども、政府の対応といたしましては、家畜伝染病予防法の一部改正を行い、発生時の防疫対応を強化しています。あるいは、経営対策として互助基金に高病原性鳥インフルエンザを加えるといった対策を講じたところでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。昨年6月に茨城県を中心といたしまして弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。これはその前年のタイプとは異なり、ウイルスのタイプがH5N2型の鳥インフルエンザでございますが、その後、先ほど局長の御挨拶の中にもありましたように、41例580万羽という非常に多くの鶏の処分を行うこととなりました。その経緯が左下にまとめられておりますけれども、その間、当部会の下にあります家畜疾病小委員会で御審議いただきながら、いろいろな防疫対応、適切な対応をとってきたところでございまして、それらすべての感染鶏あるいは抗体陽性鶏の処理につきましては先月の21日にすべて終了したところでございます。

また、今回の我が国では初めて経験する新しいタイプの発生を受けまして、防疫指針の改訂についても家畜疾病小委員会で御議論をいただいております。大体の案はできているところでございますが、すべての処理に時間がかかっていたものですから、今後やるべきこととして原因究明の作業が残っております。昨年10月に中間取りまとめを公表しておりますけれども、その後の発生も含めて現在調査中でございますので、この辺についてもできるだけ早く最終的な原因究明の報告書を取りまとめの上、先ほど申し上げました防疫指針の改訂

についても最終的に御確認をいただいて、その改訂作業を進めていきたいと思っているところでございます。

また、昨年の発生に当たりましては、一部の生産者の方々からはワクチンの使用問題について強い御要望もいただきました。私どもはそういった御意見についてもいろいろ意見交換をさせていただきまして、これについても今後引き続き議論をしていきたいと思っておりますけれども、一応生産者側の理解もいただいて、どういう場合にワクチンを使うかということとを、従来の家畜防疫指針の考え方を基本としつつ、より具体化するという議論をさせていただいてきたところでございます。

その次のページにまいりますが、今度は鳥インフルエンザの海外での発生状況でございます。これも先ほどの挨拶の中にございましたけれども、東南アジアからヨーロッパ、アフリカへと発生が広がっておりまして、さらには鳥から人への感染、そのことが将来、人から人への感染を起こすようなウイルスに変異するおそれがあるということで、世界的にも大変懸念が高まっているところでございます。

我が国でも昨年の11月に厚生労働省が中心となって新型インフルエンザ対策行動計画を定めまして、その際に農林水産省としましても、水際検疫措置の強化、サーベイランスの強化、家畜における防疫措置の強化といった対策を総合的にとることとしたところでございます。発生が確認される国からは、その都度、鶏肉あるいは生きた家畜類の輸入の停止措置をとっているところでございます。

また、右下に紹介されているのですが、この問題は世界全体の問題であります。特に最初に発生が確認された東南アジアでの発生をきちんと抑え込むことが非常に重要であるという観点から、アジア地域への支援を行っておりまして、昨年度の補正予算で、国際機関への拠出を通じて東南アジア諸国での鳥インフルエンザ対策へ支援をしていくこととしております。

次の10ページは豚コレラの撲滅対策でございますが、これにつきましては、この後に豚コレラの防疫指針を御説明させていただきますので、そのときに改めて申し上げます。

11ページ以降ですが、特定家畜伝染病防疫指針につきましては、今回、豚コレラを含めて4つの疾病について作成しているところでございます。また、ここにはございませんが、それ以外の重要疾病についても防疫指針という形ではない防疫要領あるいは防疫マニュアルという形で防疫の考え方を定めているものもございまして、先ほど申し上げましたヨネ病の対策については、今、別途、専門家に御議論いただきながら、防疫要領を定めるべく議論し

ているところでございます。

次の12ページは家畜衛生飼養管理基準でございまして、これも従来から御説明しているものと変わりはありません。こういった基本的な衛生管理を各農場できちんと守っていただくことが衛生水準の底上げ・向上につながるということで、引き続きこういった基本的な基準が守られるように、各都道府県とも協力しながら普及・啓発に努めている状況でございます。

最後のページは農場段階におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドラインでございます。平成14年に衛生管理ガイドラインを畜種ごとに策定いたしまして、現在、県の家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、あるいは地元獣医師等が一体となった取り組みによりまして、生産段階でこういったガイドラインの普及・定着を進める事業を行っております。青いところに書いてありますが、モデル地域数あるいは対象農家戸数も増えてきておりまして、こういったことを農場において実践していただくことによって衛生水準の向上につなげ、ひいては安心・安全な畜産物の供給につなげていきたいと考えているところでございます。

「めぐる情勢」の資料説明につきましては以上でございます。

田嶋部会長 どうもありがとうございました。

動物衛生課長から最近の家畜衛生をめぐる情勢、特にBSEの発生や米国産牛肉の輸入再開をめぐる状況、さらには高病原性鳥インフルエンザへの対応等につきまして詳しく御説明いただきました。御質問や御意見等がありましたら、どうぞお願いいたします。

梅原委員 養鶏協会の梅原です。8ページで鳥インフルエンザ問題について釘田課長から御説明がありましたが、この間、マスコミ誌を読んでいて気になったんですが、今の説明の中でも一部生産者からワクチンの要求があると、そういう説明なんです。それはちょっとないと思うんです。ごく一部にワクチンは要らないという人がいるかもしれないけれども、少なくとも日本鶏卵生産者協会とか社団法人日本養鶏協会は、いろいろ協議をしている中でもワクチンという予防的手法は必要だということをお願いしているわけで、そこは事実とちょっと違うのではないかと。我々が言っているワクチン使用というのは、何も無秩序にやれということではなくて、やる場合には行政の管理のもとに秩序立ってやってくださいと。日本国はそれについての先進国で、やる気さえあればできるわけですから。世界の情勢を見れば、世界じゅうでインフルエンザはまだまだ猛威を振っている状況で、日本も決して安心できる状況ではないわけですから、今後もそういう意味で対応していただきたい。決して一部で

はないのだということで、ひとつよろしくお願いします。

釘田動物衛生課長 「一部」という言葉が不適切でありましたら訂正いたしますが、私も生産者なり関係者の方々といろいろと意見交換をする機会がございまして、いろいろな意見があたりだということは承知しているところでございます。生産者団体として日本養鶏協会からはワクチン使用を認めてほしいという御要望があることは重々承知しているところでございます。

田嶋部会長 そのほか、いかがでございませうか。

大木委員 一つ聞き漏らしたのですけれども、3ページに今年3月に確認されたものは黒毛和種で初めてということがありますね。そして13年の飼料規制以降はおさまっている傾向があるという説明がありましたけれども、異常プリオン蛋白質の性状も従来のものと異なっているというのはどういうことなんですか。

釘田動物衛生課長 囲みの中に「8例目は23か月齢（非定型なBSE）、9例目は21か月齢の若齢牛での発見」とございます。実は、この8例目、9例目につきましては、日本でBSEが発生し飼料規制が強化された以降に産まれた牛でございまして、そういう意味では飼料規制の有効性といえますか、大丈夫なのかという疑問を抱かせるわけですが、私が先ほど申し上げましたのは、飼料規制を実施したからといって、その時点からぴったり発生がなくなるというようなことは外国でもございまして、次第に消えていくというのが諸外国でも傾向として見られております。ですから、今のところは、飼料規制実施後に産まれたから飼料規制の有効性が大きな問題になるということではないだろうと思います。ただ、13年産まれといえますとまだ5歳とか6歳ですから、この辺の牛に本当に発生がないのかどうかというのは今後の経過を見守っていく必要があると思います。

それから、今の御質問は「非定型的な」という言葉の意味かと思いますが、従来、BSEの原因となるプリオンについては1つの種類しか知られていなかったわけです。これはすべてイギリスで確認されているものと同じタイプのプリオンだということが知られていたのですけれども、この8例目のプリオンについてはタイプが少し異なり、イギリス由来のものではない可能性があるということで、そこについては現在引き続き追跡調査が行われております。

それから、最後の24例目の黒毛和種につきましても、異常プリオン蛋白質の性状も従来のものと異なるということで非定型的なものではないかというふうに言われていると承知しておりますが、この辺についてはむしろ小野寺先生あるいは石黒先生がお詳しいのではないかと

と思いますので、補足があれば、お願いしたいと思います。

小野寺委員 厚生労働省でも B S E の専門家会議がありまして、そちらの方での診断では、B S E だけれども非定型、むしろ 8 例目と似たようなものだということでもあります。

田嶋部会長 よろしいでしょうか。

大木委員 はい。

田嶋部会長 ほかにないようでしたら、次に進みたいと思います。

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針について

田嶋部会長 続きまして、前回の部会においても御検討いただきまして、本年 3 月に公表された豚コレラに関する家畜防疫指針について、これに係る現在の状況等も含めて事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、お手元の資料 6 をごらんいただきたいと思います。「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針について」でございます。

この指針につきましては、昨年 8 月の当部会におきましてその時点での案を御説明させていただきまして、その後、パブリックコメント等を経て公表に至ったところでございます。先ほどの資料 5、「めぐる情勢」の 10 ページをお開きいただければと思います。豚コレラ対策の経緯を若干振り返っていただきたいのですけれども、日本では平成 5 年以降は発生が見られないことから、欧米諸国と同じようにワクチンを用いない防疫体制の確立による清浄化達成を目指しまして、平成 8 年度からこの対策に取り組んできたところでございます。下の方の絵にございますけれども、第 1 段階としてはワクチン接種を徹底してウイルスの居所をなくすといえますか、追い出してしまおう。そして第 2 段階として、都道府県ごとに接種を中止いたしましても発生がないことを確認しつつ、第 3 段階のワクチンの全面的な中止に移行しようということであったわけです。ただし、12 年度にワクチン接種の中止に移行しようとしたわけですが、当時はワクチン接種の継続を求める強い要望がございましたために、当面、都道府県知事の許可のもとに限定的なワクチン接種を可能とする仕組みに移行したところでございます。

それ以降も発生がなく経過していたわけですが、実は一昨年に鹿児島県で豚コレラのワクチンの使用であろうと思われる事例がございました。この際の経験といたしまして、一部の農家がワクチン接種をしているという状況は防疫対応上も非常に難しく、混乱を招く

状況があるということなどから、この際、ワクチン接種の全面中止に移行すべきであるという関係者の声が高まったことも踏まえまして、防疫指針を策定する中でワクチン接種の全面中止という方針を明確に出したところでございます。

そういう経過を踏まえて防疫指針ができておりますけれども、資料6の1枚紙で簡単に見ていただきますと、基本的な方針としては、国内で発生した際は殺処分により本病の撲滅を図り国内の常在化を防止するということですが、その際には関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持、早期発見のための監視体制の強化、さらには発生時の危機管理体制を構築する、こういうことが基本的な考え方になっております。

防疫措置の中身でございますが、豚の所有者に対しましては、異常豚の早期発見・早期通報が基本になります。

それから、一つ飛びますが、本病が否定できないようなケースがあった場合には、直ちに病勢鑑定を実施することは当然のことでございますが、その関連農場等を特定するために疫学的な調査も直ちに着手するということを確認したところでございます。

それから、少し飛びまして、発生農場等については、患畜等の殺処分、死体や汚染物品の焼埋却、そして畜舎の消毒等の蔓延防止措置を迅速に実施する。さらに、そういう迅速な対応が困難な場合には緊急ワクチンの応用も考えるという整理になっております。

防疫措置終了後は、関係機関とも連携し、経営再開に向けた支援を行う。

さらに、発生農場周辺に防疫区域あるいは監視区域を設定して、豚及びその死体等の移動を制限するといった対応をとります。

最後に、ワクチンは、発生農場の飼養豚の迅速な淘汰が困難になるおそれがあると判断される場合に接種するという考え方を明記したところでございます。

以上のような防疫措置を定めているところでございます。

最後の「防疫対応の強化」のところは、関係機関と連携し、農林水産省、都道府県、市町村の各段階で危機管理体制を構築することと、本病の清浄性の維持確認のため、臨床検査による異常豚の摘発、抗体保有状況調査等を今後も引き続き実施していくということを定めているところでございます。

次のページにこれまでの策定の経緯がまとめられてございます。平成17年3月の家畜衛生部会にお諮りして以降、牛豚等疾病小委員会、あるいは別途設けられております豚コレラ撲滅技術検討会、あるいはその合同会議という形で数回にわたって議論を重ねてまいりました。ここでは抜けておりますが、平成17年8月、前回の第4回家畜衛生部会で御報告させていた

だいたいで、9月からパブリックコメントの手続に入りました。その結果は11月30日に公表しております。その上で今年の3月31日に官報掲載という形で、この防疫指針を公表させていただいたところでございます。

この際、ワクチン接種の考え方については生産者の方々と何回も話し合を重ねさせていただきました。その際、生産者の方々から万一発生があったときの防疫対応について懸念があるという御意見が強く出されましたことから、もちろんそのことも配慮して防疫指針を定めておりますけれども、それに加えて、先ほどの「めぐる情勢」の10ページの右下にありますように、「特に、以下の事項については、危機管理体制の構築に当たり早急に着手する必要がある」として、都道府県あて的確な対応を通知したところでございます。その中身は、繰り返しになりますが、緊急時の通報・連絡体制の確認、具体的な発生状況を想定した防疫演習等の実施、そして清浄性の維持確認のための調査を計画的に実施、こういったことを各県においても日ごろからしっかり対応していただくことが重要であるということを改めて通知させていただいたところでございます。

公表させていただきました防疫指針の本体が資料6の後ろについておりますけれども、これについては説明を省略させていただきます。いずれにしましても、3月末にこの防疫指針を公表させていただきました、今年度4月1日からワクチン接種の全面中止が行われているわけですが、その後1カ月以上が経過しまして、今のところ、このワクチン接種の中止に関連した現場での混乱なり問題は特段聞いておりません。現場でもきちんと対応していただいているものというふうに承知しているところでございます。

豚コレラの御報告は以上でございます。

田嶋部会長 どうもありがとうございました。

豚コレラに関する現在の状況、そしてまたこの4月からワクチン接種が全面禁止になったわけですが、柏崎先生、御専門の立場から何か御意見、御発言はございませんでしょうか。

柏崎臨時委員 豚コレラについては、日本の歴史を考えますと、もう100年来、この病気のために養豚農家は非常に苦しんできた。これは別に日本だけではなく、世界各国、豚コレラの対策には非常に苦悩してきたという実態がございます。我が国におきましても、1996年（平成8年）には、そろそろ豚コレラはワクチンによらない防疫を推進しようという発想の転換がありまして、豚コレラ撲滅計画という事業を立ち上げた経緯がございます。

このたび、先ほど御説明がありましたように今年の3月31日に大臣公表ということで、豚

コレラに関する防疫指針、要するにワクチン接種によらない防疫をやりましょうという大方針転換に踏み切ったわけではありますが、これまでに日本の養豚産業は豚コレラだけで年間40億円も使っていたという実態がございます。ですから、これは国民にとっても非常に明るいニュースと言うべきなのですが、私、3月の大臣公表の様子を田舎の方から眺めていますと、プレスリリースもなく、ごくごくひっそりで行われた。これは一体どういうことか。それはそれなりの理由があったのでしょう。これはモニタリングを1年間やるわけですが、1年後には多分、日本は豚コレラは清浄であるという宣言をする段取りになるかと思えます。そのときは、これは明るいニュースなので、国民に向かって、あるいは世界に向かって、堂々とやるべきではないか。1960年代以降、いわゆる養豚先進国といわれるところは次々にこういう事業を達成しているわけですから、我が国も正々堂々とそういうことをやるべきだろう。そして、それを記録にきちんと残すべきであろうと私は思うのであります。ウイルスが国内に存在しないのでワクチンは不必要というわけではありますが、こういうグローバル社会でありますと、いつ何時、病原体が国内侵入することもなきにしもあらずですから、これはこれで非常に技術的にきちんとした事業をなし遂げたという満足と同時に、今後、やはりモニタリングをきちんとやっていく必要があるだろう。

もう一つは、技術的に可能な疾病というのは別に豚コレラだけではありませんで、今後、清浄化すべき病気があるわけです。例えば、先ほどの説明の中にありましたように牛でヨーネ病があります。この病気が発生するために農家は非常に生産意欲をなくしてしまっている。そういう実態もございますので、技術的に可能な疾病についてはどんどんこういうような発想で衛生対策に取り組んでいただきたいと、かように思うわけであります。

本来5年でやるべきところを倍の時間がかかったようですが、それなりにいろいろ御苦労なされたと思います。本当に生産者は喜んでおりますので、今後ともひとつよろしく御指導のほどをお願いします。

以上です。

田嶋部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、御意見や御質問などはございませんでしょうか。豚コレラにつきまして、いかがでございますか。

釘田動物衛生課長 柏崎委員のコメント、大変ありがとうございました。

公表に当たりまして特段の行事みたいなことはなかったわけですが、公表するまで随分時間をかけて丁寧にやってきましたので、生産者段階あるいは都道府県の関係者には周知され

ていたということもあり、そういう特段に華々しいことをやらなくても円滑に移行できるというふうに判断したこともありまして、静かな実施ということになったかと思えます。

今、そのほかにも清浄化できる病気はまだまだあるのだから、しっかりやっていくようにという御指摘が委員からございました。参考資料2に平成18年度の予算の概要がついていますが、下方に補助金として、「牛のヨーネ病や豚のオーエスキー病の清浄化、伝染性疾病の流行防止のための組織的予防接種を補助する家畜生産農場清浄化支援対策を拡充して実施する」ということが書いてございます。私どもも委員御指摘のことと同じような意識を持っておりまして、特にここではヨーネ病とオーエスキー病を例示させていただいておりますが、こういった病気についての清浄化対策を豚コレラの経験も踏まえてしっかりやっていきたいと考え、予算的な手当てもしているところでございまして、都道府県関係者あるいは関係団体と協力して引き続きこういった重要疾病の清浄化対策に取り組んでいきたいと思っております。

田嶋部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

先ほどの高病原性鳥インフルエンザの弱毒タイプの防疫対応につきましては、今後も家きん疾病小委員会において御審議をいただきまして取りまとめることにしたいということをつけ加えさせていただきます。

今後の部会及び小委員会の運営について

田嶋部会長 それでは、今後の審議会の進め方でございますが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

釘田動物衛生課長 それでは、今後の部会及び小委員会の運営について御説明申し上げます。

この家畜衛生部会あるいは小委員会の活動の中で私どもの当面の課題になっておりますのは、先ほど部会長からもお話がありました高病原性鳥インフルエンザ、弱毒タイプの発生に対応した防疫指針の改訂作業でございます。これにつきましては、昨年、家きん疾病小委員会で既に何回か議論をしまして、その案はできています。ただ、先ほども少し触れましたように、その後の発生等もありまして、特に原因究明について最終的な取りまとめができてい

ないこともございますので、その原因究明の取りまとめをここにいらっしゃいます寺門委員のもとに作業をしていただいて、それがまとまりました上で防疫指針の改訂案の正案をつくりたいと考えているところでございます。

そういうことから考えまして、時期としては、もう既に夏にかかっておりますけれども、この夏の間には何とか高病原性鳥インフルエンザの防疫指針の改訂案を取りまとめ、その上で次回の部会を開催させていただきたいと思っているところでございます。その際には、その間の家畜衛生をめぐるいろいろな情勢についても御報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、3つの小委員会がございましてけれども、この小委員会は技術的な助言を受けるために必要に応じて開催をしたいと考えているところでございます。現在のところ、家きん疾病小委員会については近々開催を予定しておりますけれども、そのほかの小委員会については、必要に応じ、また御連絡をさせていただいて、開催をしたいと考えております。

以上でございます。

田嶋部会長 ただいま事務局から審議のスケジュールについてのお考えが示されましたけれども、これでよろしゅうございましょうか。

〔「はい」の声あり〕

田嶋部会長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他

田嶋部会長 いろいろ貴重な御意見を頂戴してまいりましたけれども、本日予定した議事は以上でございます。予定よりもかなり早い時間でございますので、この機会に何か御提案や御助言その他がございましてれば御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございますか。新しい委員の先生方もおいででいらっしゃいますし、何かお言葉がありましたら、どうぞ。

大木委員 この委員会に今直接かかわることではないと思うのですが、こういう委員会に参加すると、こういうことをやっているから私たちが安全に暮らせるのだなということがよくわかるのです。ただ、そういうものが消費者に伝わっていないなという気がするのです。例えば、「消費・安全局というところがあるのを知っていますか」という質問で、6割が「知らない」というアンケートの結果が出ているんです。私はこういうところに参加させていただいているから、こういうものがあるんですよということを言う役目だと思ひまして、

それを伝えることをしているのですけれども、この間、消費者モニターのアンケートで6割の方が知らないというデータをいただいたときに、愕然としたんです。6割が「知っている」ではなかったと思います。たしか「知らない」だったと思います。そういうものを見たときに、こういうことをしていますということをどうやってみんなに伝えたらいいのかなということも一つの課題かなと思うのです。

御専門の先生方がこれだけいろいろとやって私たちが安全に暮らしているのだということがわかっていただけるには、どういう情報の伝え方をしたらいいのかなということがいつも疑問に思って参加をさせていただいているんです。消費・安全局ができたことも知らないし、こういうことをしているということも知らない。それで不安だと。それだけのことで文句だけを言うというのが確かにあるんです。(笑声) それは申しわけない。でも、わからなくて感情的に言っているようなところもいっぱいありますので、こういうものなんだよと。例えば、先ほどの鳥インフルエンザのワクチンのことでも、怖いから嫌だという情報しか私たちにないんです。説明を聞くとなるほどと思うけれども、どうしてワクチンがいけないのかということがよくわからないままに怖いと言うところもありますので、さっきおっしゃってくださったように、今はこういう段階で、これから究明して小委員会でこうやっていきますということが何らかの形で報道があると……。新聞を見ると、それはただ殺すだけですということになってしまうような話きりないので、消費者はわからないという思いが強いのではないか。

本当はこういう場でお話しするのはいけないのかもしれませんが、今、お時間があるとおっしゃっていただきましたので、話させていただきました。

田嶋部会長 局長、いかがですか。

中川消費・安全局長 今の木村委員のお話を伺ってしまして、さて何とお答えしようかなとずっと考えていたんですけれども、私自身、平成15年7月1日に消費・安全局ができたとき以来、今のポストにいるわけで、新しい局ができて、国民の健康保護が一番大事な視点だということを中心に据え、そして消費者の目線に立って食の安全確保、そして消費者の信頼確保を通じて安心を得ていく、そういう局が設けられた目的なりをどういうふうを実現していくかということに努力してきたのが、この3年間だったわけです。

具体的に消費者の方々にどう伝えるかということですが、もちろん事が起こって初めてそのことが注目を集めるところがありますけれども、本当のリスク管理ということからすれば、常日ごろから備えをしていく。そして、いろいろな施策をとるに当たっては、でき

るだけ早目に情報を提供して、それに基づいて意見交換をして、そして政策に反映する。口
で言えばそういうことになるわけです。

現に、リスク・コミュニケーションといいますか、説明会あるいは意見交換会をどれだけ
やってきたかといいますと、リストにすると多分1000回を超えるぐらいやっていると思いま
す。物によっては、一つのテーマだけでも各都道府県全部でやったとか、いろいろなもの
があるわけですが、正直、そこでどれだけやっても、すぐに効果が出るとか、認知度といいま
すか、そういうことについての知識が高まったと言えるほど、目に見えて世の中が変わった
なというふうには、やっている我々自身、そこまでの実感を得られておりません。

お尋ねはどういうふうに情報提供をしていけばいいのかということですが、私自身、
妙案といいますか、こうだと言えるようなものはございません。ただ、こういうものは、あ
る意味で愚直にやっていかなければいけない面が一つ。そして、これは言い方に気をつけな
ければいけませんけれども、出てこられる方はある意味でかなり限定されているわけです。
リスク・コミュニケーションといいましても、幅広い方が出てこられているかというところ
でもなくて、会場に来られる方は限られているようなところもある。ですから、ふだんあま
り関心のない人にどういふふうに行き渡るか。関心のある人のところへ情報を提供するなり、
いろいろな意見を伺うことは、むしろ簡単なことかもしれません。あまりそういう意識のな
い人のところに伝わって、だんだんとその人のふだんの知識の中にしみ込んでいくにはどう
したらよいかということが非常に課題だと思っています。

課題は課題として、これからのリスク管理のあり方とすれば、あらかじめ想定される事柄
について準備をしておき、その事柄についての知識はできるだけ広く認識しておいていただ
く。そして、それについて意見をお持ちの方がいれば、それをちゃんと吸い上げるといいま
すか、そういうものを出していただいて政策に反映する。この繰り返しをしていくこと以外
にあまり妙案はないかなと思っています。むしろ大木委員は消費者団体の指導的な立場に
いらっしゃるわけですから、消費者団体あるいは一消費者として見て、どういふふうにし
たら受け手として受けやすいか、そういうことがあれば教えていただければ大変助かります。

大木委員 なかなかないことはないんです。

この間のBSEで10回やったというときも、たまたま小田原に行っていたら、小田原
ではそういうものがないんですね。横浜もなかったですね。すると、この人たちは東京ま
で行ってリスク・コミュニケーションをやらなければいけないのかなという話になってくる
ので、どういふところを選ばれてああいうものをやるのかということもちょっと……。

中川消費・安全局長 BSEについては、平成13年10月以降、BSEのエライザ検査は全部の月齢を対象にしてやってきたわけですが、昨年の8月からは、食品安全委員会の答申を受けて20カ月を超えたものは義務づけをするというふうに変えたわけです。その過程で、今まではブロックごとにリスク・コミュニケーションをやっていたものを、全都道府県
北海道は4カ所ありましたから全国合わせますと50カ所になりますが、各都道府県、全部行ってやるということにしたんです。ただ、そうしたからといって、それで目立って変わったかといいますと、必ずしも目に見えた形ですぐに出てくるようなものでもないんです。

ブロックでやり、その次は県でやり、さらに言えば市町村でやるというふうに細かいことは幾らでもできますけれども、リスク・コミュニケーションがなかなか難しいのは、説明をして、後で意見交換をする際に、だれでもできるかと言うと必ずしもそうではない。まずはきちんと説明ができる人間が行かなければいけないし、いろいろな意見交換があったときに的確に答える、それだけのマンパワーは正直言ってなかなかありません。ですから、本当に面と向かって対応することだけがリスク・コミュニケーションというふうに考えてしまうと、むしろ制約があるというふうに思います。

田嶋部会長 私も消費者として発言させていただきますと、例えば牛肉にしても、農水省は食の安心・安全を守るためにこういうことをしましたよということを、具体的に、わかりやすく、マスメディアの方に協力していただくなどして発信していただくという形もあるのではないかと思います。例えば、日本では全頭検査をしています。これは台所をあずかる者としては安心なわけです。それだけなのかしらと置いていたら、一方できちんとトレーサビリティのシステムをおつくりになっている。このように安全をきちんと担保する手だてもやっていますよというふうに、大づかみでいいですから、具体的に何をしてくださっているのかということを書いていただくと、日本は大したものだな、安全な国にいてよかったなということになるのではないかと思います。

中川消費・安全局長 国内措置としては、平成13年9月10日に日本で第1頭目が発見されて、1カ月後の10月中旬には既に全頭検査という体制を厚労省の屠畜場でのシステムとしてつくり上げたわけですが、それを見直すに当たっては、BSE対策というのは何も迅速検査、エライザ検査だけではなくて、餌の規制もあるし、発見されたときの蔓延防止対策のためのトレーサビリティというシステムもあって、これら全部を御説明して、そして20カ月以下は義務にしなくても、さらにきちんとしたものをやっていけば全体としてのBSEのリスクがより低い方向に抑えられると。あるいは、食品安全委員会のリスク評価では、大きな差はな

いといいますか、差はあるとしても、その差は極めて小さいとか、そういうことを丁寧に御説明しているはずなんですけど……。

田嶋部会長 局長、丁寧過ぎて情報量が多過ぎると、何のことも、よくわからなくなるわけです。ですから、シンプルに、ポイントだけをおっしゃっていただくと、国民は安心するのではないのでしょうか。これだけの努力をしていらっしゃるわけですから、ぜひアピールしていただいたらよろしいのではないかと私も思います。

そしてまた、鳥インフルエンザの対策については、これから家きん小委員会での検討事項がまだ残っていると思いますので、その点についてもどうぞよろしく願いいたします。

そのほか、吉川先生、どうぞ。

吉川臨時委員 2つあるのですけれども、1つは先ほど出た伝染病の中のヨーネ病です。これはほかの感染症と違って、確かに見た目ではほとんどコントロールできていないですね。コントロールできたものと何が違うのか。そして、どういう政策を考えているのか。これは多分牛豚の方の小委員会で議論されると思うのですけれども、もし事務局の方で案があるなら、ちょっと説明していただきたいと思います。

釘田動物衛生課長 先ほども少し触れましたが、今、専門家の検討会を立ち上げて昨年度から今年度と引き続き検討しています。一つは診断法です。ああいう慢性経過をたどる疾病では、従来、糞便検査等々幾つかの診断法がありますが、最近新しい診断法も出ておりますので、そういった診断法を今後どうやって使っていくかということを中心に検討いただいているところです。ただ、私も全部の会議に出ていなくて詳しく承知していないので、もしよろしければ寺門委員に御説明いただければと思います。

田嶋部会長 寺門委員、お願いいたします。

寺門臨時委員 技術検討会では、私が座長をさせられて、これまで4回やったでしょうか。要するに、ヨーネ病の診断には大変時間がかかるわけです。例えば菌培養だけでも4カ月から5カ月といった時間がかかります。今はエライザとか、PCRによる診断法も出てきているのですが、まだオールジャパン的な統一が図られていないところがあるんです。

具体的に申し上げますと、牛を輸出する地域、例えば北海道ですが、北海道とそれを受け取る側ではヨーネ病に対する考え方はかなりバラツキがございまして、そういう中で診断がそれぞれで行われている。ただし、診断の感度が上がってきているために、結果的には摘発率が上がっていると思うのですが、それをさらに上げるために、最良の診断法を専門家に集まっただいて検討しております。そして、統一した診断法を基にして、考えられる防疫

指針を出そうではないかと。勿論ヨーネ病の解決には時間がかかるとは思います、ヨーネ病に対して本格的に取り組んでいこうとの行政側の考えは大変心強いわけです。パーフェクトでなくてもまずはオールジャパンの診断法を作り上げようと、スタートしたわけです。

吉川臨時委員 もう片方、同じようなもので結核があって、こっちはもう100年近いけれども、日本は特に乳牛に関してはかなりうまくコントロールできている。それはツベルクリンがあるかもしれないけれども、ヨーネ病と随分差があるわけですね。そういう意味では、ハーマイゼーションそのものが国内でもできていないレベルだということですか。

寺門臨時委員 そうなんです。実際に、病気そのものが、ヨーネ病は結核以上に、世界的に見ても非常に難しいという現実はあると思います。

吉川臨時委員 診断が難しい。

人の結核ではクオンティフェロンという従来のツベルクリンにかわる診断法で一気に対応しようという方法に変わってきているので、ヨーネ病についても従来の抗体測定と違う方法を導入しないとまずいのかなという感じをちょっと受けたんですが。

寺門臨時委員 そういう点では、行政も今度は腰を据えてやっていこうとの姿勢で事務局も立ち上げてくれましたし、私も期待をしているわけです。ただ、何度も申し上げたように、ヨーネ病の防疫はかなり難しいので、時間はかかるとは思います。愚直にやっていくほかにないかなと考えています。

田嶋部会長 そうなりますと、資料5の2ページ目のヨーネ病の発生件数は、標準化した診断方法が用いられていない状況での数値ですか？

寺門臨時委員 まだ使われていません。

田嶋部会長 恐らく近年は診断技術の感度が高くなっているんで、たまたま発生件数が多くなった。したがって、この数値は、増加したというよりは、参考値にすべきであろうということですね。

寺門臨時委員 そうだと思います。

診断方法はできているんです。できてはいるんですけども、標準化といいますか……。

田嶋部会長 全体がそれを使っていない……。

寺門臨時委員 ええ。県によってバラツキが結構あることは事実なんです。今までは県ごとに任せてあるようなところがあったんですけども、そこら辺も国が責任を持って統一的なものをつくっていかうというのが検討会の主旨であります。

田嶋部会長 局長、また御要望が出ましたので、どうぞよろしく願いいたします。

吉川臨時委員 もう一点、これは全然違いましてトレーサビリティの件ですけれども、消費者に説明する意味での施策の中では、行政が擬似患畜を含めてコントロールしようとする対応と消費者が安心を受けるところでは、トレーサビリティは行政が考えた以上の安心感を売っていると思うのですけれども、知りたいのは、ここにあるようにDNA鑑定した結果がどうだったのか。これだけの委託費を払ってシステムそのものをチェックしているので、チェックしたデータの公表といいますか、何らかの形で公開するべきだと思うのです。問題があるのかないのか。システムは組んだ、屠畜場から最後の消費者のところまでトレーサビリティを完結したということはわかっているのですけれども、構築したものがうまくいっているのかいないのか、問題があるのかないのか。多分今度外国産のものが入ってきたすと、ここでも消費者はまたいろいろなことを考えるので……。「検証している」と書いてあるわけだから、日本のつくり上げたシステムで検証したデータを、どこかに、何らかの格好で、わかるように公表してもらいたいなという感じがするんです。

中川消費・安全局長 一つは、チェックして、それが不突合であれば、どこかに偽装された可能性もあるわけですから、それは全部チェックをして、それが故意で行われたのか、たまたま何かの伝達ミスがあったのかということは全部やっております。

それから、いわゆるトレーサビリティ法違反ということで告発をしたり、あるいは必要な措置をとったりということも、たしか6件程度あります。それが多いと見るか少ないと見るかは別としまして、そういうふうに、こちらとして知り得たものについてはきちんとしたルールどおりの対応を行っております。何点調べて、そのうち何件であったというものを公表しているかどうかは、私もちょっと承知していません。

吉川臨時委員 どのような抜き取りでやって、どういう結果になったかということを知りたいし、公表することが消費者にとって本当の意味での安心になっていくと思うので、ぜひそういうことをしてほしいと思います。

中川消費・安全局長 わかりました。

田嶋部会長 新しい委員として御就任くださいました石黒先生、何か一言。

石黒臨時委員 ヨーネ病の話が出ましたけれども、昨年で488と完全に右上がりですね。私の記憶ですと、たしか20何年前、輸入牛が北海道に持ち込んで、1～2頭だった。それが数年の間に10何頭になり、平成9年からは完全に右上がりです。確かに病気の難しさはあるのですけれども、病気をいかに防ぐかという部分、その時期というものがあると思うのです。ここでは480ですけれども、潜在的には恐らくその何倍かの牛が感染しているわけですね。こ

れを10倍減らすにもかなりの努力とお金がかかっていく。この努力をしない限り、この数字は減らない。余りにもエキスパンドし始めてしまって、減らない。ですから、やるのであれば、その辺のところはかなり力を入れてやらないと、なかなか防ぎ切れない病気です。寺門先生は御専門ですから、その辺はよく御存じだろうと思えますけれども、かなり難しい。慢性ということは、結局症状が出る前に菌をばらまいて、ほかの牛が感染しているということですから、難しい病気の一つだろうと思えますけれども、かなり力を入れてやられたらいいと思います。

釘田動物衛生課長 この問題の難しさは御専門の皆様はよく御存じのとおりでございます。先ほど寺門委員からもございましたとおり、短い期間で清浄化できるとはだれも考えておりません。先進諸外国でも極端に言えばお手上げになっている国もあるようでございまして、そういう意味で私どもがこれをしっかり取り組んでいきたいというのはある意味で野心的な取り組みだと思っておりますけれども、決して放置していい問題ではないと思っております。

その中で、感度を上げて、できるだけ広くひっかけてやれば清浄化は早いかもしれないのですが、半分冗談みたいなことを言いますと、そんなことをしてしまえば牛がいなくなってしまうのではないかとということもありますので、検査法の感度をどこで切ってやるかということはよく見極めながらやらなければなりませんし、そのことによって清浄化に至るまで長期間かかることはある程度やむを得ないだろうと思っております。いずれにしましても、今後、議論は残っておりますけれども、先ほど寺門委員が御説明されたような観点で、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

田嶋部会長 ありがとうございます。

熊谷委員、いかがでいらっしゃいますか。

熊谷臨時委員 牛でトレーサビリティということですが、ほかの家畜はどういうふうにお考えになっていきますか。それから、民間でもいろいろと食品で自主的に取り組む動きがありますけれども、国がやるべき部分と民間主導でやるべき部分と、どういうふうなお考えでやりになっていきますか。

中川消費・安全局長 御存じだろうと思えますけれども、牛について特別の法律を設けて原因の義務づけをしているのは、日本でBSEが発生した後、その社会的な影響も含めて蔓延防止のためというのが一番の目的です。トレーサビリティは何のためかといいますと、実はコーデックスでも議論があるのですが、安全確保のためが第一ではなくて、まず1

頭見つかり、それはどの農場由来のものか、その農場で一緒に同じような餌を食べたものがどうなっているかということを確認するために、つまり蔓延防止のための措置をきちんとやれるようにというのがトレーサビリティの一番の目的でございます。その結果として、この牛肉はどこから来ているのかということも副次的にわかりますから、そういう意味で消費者への情報提供の一翼を担うということはありませんけれども、トレーサビリティの目的は何かといいますと、安全確保のためというよりは、蔓延防止対策をきちんとするための手段というのが一番です。法律で義務づけられているものは、今申し上げましたように日本では牛だけです。

それ以外の畜種についてはどうなのか、法律で義務づけをしてやっていかなければいけないのかといいますと、私どもは今、そこまでの必要性は感じておりません。消費者への情報提供の一環として、この畜産物はどういう農場でどういう育て方をしてできたものかということ伝えるのは、トレーサビリティ法に基づくものだけではなくて、JASには生産情報公表JASといった規格がありまして、他方で関係者が自主的にそのことを消費者に伝えるため、差別化をするためにやっていくという取り組みもありますので、そこまで義務づけることをほかのものについてやる必要性までは今はないというふうに思っております。

それから、御参考までに諸外国はどうかと言いますと、アメリカは今、2009年の1月を目指して、牛だけではなくて今は牛もできていないのですが、ほかの畜種も含めて、トレーサビリティというほど完全ではありませんが、どこの農場までということはさかのぼれる、そういう個体識別制度のシステムを導入しようとしています。これも目的は家畜防疫、いわゆる蔓延防止のためということでございます。諸外国を含めてトレーサビリティの考え方は大体そういうことではないかと思えます。

熊谷臨時委員 もう一つ、鳥インフルエンザの野生動物の部分のサーベイはどこの担当になるんですか。

釘田動物衛生課長 調査は環境省の方でやっておられます。

熊谷臨時委員 そういう全体の連携は結構できているんですか。

釘田動物衛生課長 関係省庁の対策会議が設けられておりまして、いろいろ問題があったとき、あるいは節目ごとに会議も行われておりますし、情報交換も常時行えるようになっております。

熊谷臨時委員 どうもありがとうございました。

田嶋部会長 そのほか、何か御発言などはございませんでしょうか。

土井臨時委員 今までお聞きしていて、獣医学の立場から改めて考えて見ますと、家畜の生産性への影響という点から問題になる家畜疾病としては、BSEよりももっと重要なものが数多くあると思います。BSEはヒトへの影響を無視出来ないということで大きな問題として取り上げられており、また、先程の吉川委員の御発言にあった牛の結核病も、ヒトへの直接的な影響という点で早めに対策が打たれたのだと思います。その点、ヨーネ病は牛自体の疾病としては大きな問題であっても、ヒトへの影響という点で牛結核病ほどの緊迫感が無く、対策が遅れたと考えることも出来ます。ヒトへの影響が懸念される家畜疾病の防御が大きな課題であるのは当然として、家畜衛生の一義的な目的は、家畜生産性に大きな影響を及ぼす家畜自体の疾病の防御にあたると思います。BSE対策と並んで、このような観点に立った施策も是非揺ぎなく進めて頂きたい。

田嶋部会長 どうもありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございますか。

きょうはたくさんの御提案、御質問、そして農水省、消費・安全局に対する御要望も出たようでございますが、本当にありがとうございました。このあたりで終わらせていただきたいと思います。

事務局から何か連絡する事項などがありましたら、お願いいたします。

釘田動物衛生課長 御熱心な御議論、大変ありがとうございました。

次回の家畜衛生部会の具体的な日程につきましては、先ほどちょっと触れましたけれども、夏の終わりまでにはという感じで、具体的な日程については後日また御連絡し、調整させていただきたいと思います。お忙しい中ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

田嶋部会長 本日予定の議事は無事終了いたしました。長時間、ありがとうございました。これをもちまして食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会第5回家畜衛生部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会